

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度								
条 例 名	神奈川県県営住宅条例												
条 例 番 号	平成9年神奈川県条例第36号	法規集	第12編第9章										
所 管 室 課	県土整備局建築住宅部公共住宅課												
条 例 の 概 要	公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めている。												
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考								
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供する住宅である。今後も住宅セーフティネットの中核として、長期にわたって需要が見込まれており、本条例は、その県営住宅の設置及び管理について規定したものであるため、今後とも必要である。</p>			<p>県営住宅 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>団地数</td> <td>217 団地</td> </tr> <tr> <td>棟 数</td> <td>1,770 棟</td> </tr> <tr> <td>管理戸数</td> <td>45,487 戸</td> </tr> <tr> <td>入居戸数</td> <td>39,541 戸</td> </tr> </table>	団地数	217 団地	棟 数	1,770 棟	管理戸数	45,487 戸	入居戸数	39,541 戸
	団地数	217 団地											
	棟 数	1,770 棟											
	管理戸数	45,487 戸											
入居戸数	39,541 戸												
有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>県営住宅では、近年、建物の老朽化等により、応募者数が半減し、空き家が増加している。そこで、これまで対象としていなかった住宅困窮者のニーズにも対応するため、入居者資格要件の見直しを検討する必要がある。</p> <p>また、入居手続き等に係る用語の整理を行う必要がある。</p>			<p>応募者数</p> <table border="1"> <tr> <td>2014年度</td> <td>15,320 人</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>8,333 人</td> </tr> </table> <p>空き家率</p> <table border="1"> <tr> <td>2014年度</td> <td>9.5%</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>12.5%</td> </tr> </table>	2014年度	15,320 人	2018年度	8,333 人	2014年度	9.5%	2018年度	12.5%	
2014年度	15,320 人												
2018年度	8,333 人												
2014年度	9.5%												
2018年度	12.5%												
効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>条例第6章に指定管理者制度を位置付けており、指定管理者の適正な業務執行により、修繕や入居者対応等の管理事務が効率的に行われている。</p>												
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>ランドデザイン、住生活基本計画及び「だれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」への再生」を目的とした健康団地推進計画の基本方針に適合している。</p>												
適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。</p>												
その他													

見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	入居者資格要件の見直し等について 改正及び運用の改善等を検討する必要 がある。
3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		
4 改正及び運用の改善等を検討する。		
	5 廃止を検討する。	